

別添 1

要望書標準モデル(案)

平成 21 年 月 日

(自治体の長) 殿

社団法人 県 会
会 長
社団法人 県 会
会 長
社団法人 県 会
会 長

新業務報酬基準制定に伴う、公共建築物の
設計等業務発注に係る要望

平成 17 年に発覚した構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応として、旧業務報酬基準(昭和 54 年建設省告示第 1206 号)の見直しが行われ、平成 21 年 1 月 7 日に建築士事務所の業務実態を踏まえた新しい業務報酬基準(平成 21 年国土交通省告示第 15 号)が告示されました。

この業務報酬基準は、業務報酬の合理的かつ適正な算定に資することにより、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施の推進に資するものであります。貴 の設計・工事監理業務の発注にあたっては、新しい業務報酬基準を尊重し、遵守され、建築設計・工事監理等の業務報酬が合理的かつ適正に算定されますよう要望いたします。

また、国土交通省では新しい業務報酬基準の告示に合わせ、4 月 1 日に「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定が行われ、これまでの積算要領にあった「依頼度」の規定は全面的に見直し削除され、代わって設計等業務のうち受託者に委託しない業務を業務委託契約書等に明記する場合に限り、当該業務内容相当の業務量を差し引くことができるとするもので、貴 におかれましても、従来から公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたって慣例的に行われている「依頼度」の規定を見直し削除され、この新しい方式を採用していただきますよう要望いたします。

これらのことについて、全国組織である建築関係三団体(日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会)は、別添のとおり同様の新業務報酬基準の遵守及び自治体における積算要領の見直しに関し、全国的な共同要望運動を展開しているところであります。貴 におかれましては、この要望趣旨をご理解のうえ、建築物の設計・工事監理業務の発注にあたり、下記について実効性ある措置をお願い申し上げます。

記

- 一、公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、新業務報酬基準(平成 21 年国土交通省告示第 15 号)を尊重し、遵守すること
- 一、国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定により「依頼度」の規定が削除されましたので、貴 が発注する公共建築物の設計・工事監理業務の積算要領等から「依頼度」を削除すること

以上